

育成就労計画審査基準
木材産業分野（木材産業業務区分）／ 主たる技能：木材加工

技能の定義	木材加工機械を用いて、木材を切削し、製材や集成材、合板等を製造する作業に関する技能		
必須業務	1 年目		2 年目、3 年目
	(1) 機械の作業前点検 ア 機械の異物確認及び除去 イ 機械の消耗品の確認及び補充 ウ 機械の油圧・空気圧の確認及び補充 エ 機械の切削部品の摩耗度・テンションの確認 オ 切削工具の装着状態の確認 カ 粉塵ダクト・エアコンプレッサーの稼働 キ 機械の動作確認 ク 作業確認後の報告 (2) 切削加工 ① 原材料の確認・選別 ※ 樹種、製品の使途用途などに応じて原材料を選別する作業 ② 切削作業 ※ 丸太、製材又は木質材料を決められた寸法にきよ断（鋸断）する作業 (3) 製品の検査・仕分け ・規格寸法の検査		(1) 機械の作業前点検 ア 機械の異物確認及び除去 イ 機械の消耗品の確認及び補充 ウ 機械の油圧・空気圧の確認及び補充 エ 機械の切削部品の摩耗度・テンションの確認 オ 切削工具の装着状態の確認 カ 粉塵ダクト・エアコンプレッサーの稼働 キ 機械の動作確認 ク 定期メンテナンス作業 ケ 作業確認後の報告 (2) 切削加工 ① 原材料の確認・選別 ※ 樹種、製品の使途用途などに応じて原材料を選別する作業 ② 切削作業 ア 丸太、製材又は木質材料を決められた寸法にきよ断（鋸断）する作業（上記アに加え、以下のいずれかの作業を 1 つ以上行う。） イ 角材や板材ののこ入れ作業（木取り方法の確認を含む。） ウ 丸太又はフリッチから単板を切削する作業 エ 製材又は木質材料の表面のかんながけ作業 オ 製材又は木質材料の端面の型削り作業 カ 丸太又は製材端材からのチップ切削作業 (3) 製品の検査・仕分け ア 規格寸法の検査 イ 欠点の検査
安全衛生業務	安全衛生業務 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の保護具の着用と服装の点検 ③切削作業に必要な整理整頓 ④切削作業時の機械設備及び周囲の安全確認 ⑤安全装置の使用等による安全な作業 ⑥労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑦異常時の応急措置の習得 ＊2・3 年目については、使用する機械の種類が増加するため、安全衛生業務のうち、④～⑦については、それぞれ追加された機械に係る内容を追加する。		
その他従事する業務の例	(1) 木材産業業務区分に属する業務のうち、必須業務及び安全衛生業務以外の業務 ①原材料の調達・受入れ作業 ②丸太、製材又は木質材料の運搬作業 ③選木・剥皮作業 ④乾燥作業 ⑤積層接着作業 (2) 木材産業業務区分に関連する業務 ①端材の処理作業 ②製品の保管作業 ③製品の結束・梱包・出荷作業 ④作業場の清掃・整理整頓作業 ※（2）の業務は付随的に従事することが可能です。		
使用する素材、材料等（該当するものを選択すること。）	原材料 ①丸太（スギ、ヒノキ、カラマツ、エゾマツ、トドマツ、その他針葉樹、広葉樹） ②製材（板類、角類、その他） ③集成材 ④合単板 ⑤LVL（単板積層材）		
使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）	(1) 木材加工機械 ①丸のこ盤 ②帯のこ盤 ③かんな盤 ④ベニヤレーズ ⑤スライサ ⑥チップパ ⑦プレカット加工機	(2) 関連機械 ①集塵装置 ②パーカ ③選別機 ④プレス機	(3) 運搬機械（フォークリフト等） ※種類に応じて特別教育、技能講習等が必要 (4) 木材乾燥機 (5) 梱包機械（バンド結束機）
製品等の例（該当するものを選択すること。）	(1) 製材 ①建築用材 ア 構造用製材（柱材、横架材） イ 造作用製材 ウ 下地用製材 ②土木用材（足場材、とがし杭） ③家具・建具用材 ④梱包用材	(2) 集成材 ①構造用集成材 ②造作用集成材 (3) 合板 ①普通合板 ②構造用合板 ③化粧合板	(4) LVL（単板積層材） ①構造用LVL ②造作用LVL (5) 単板・化粧単板（突き板） (6) フローリング ①単層フローリング ②複合フローリング (7) 木材チップ (8) プレカット材